

令和5年度及び令和6年度に世羅町が発注する建設工事に参加する者に必要な資格に係る主観的事項に係る点数の算出方法について

世羅町建設工事指名業者等選定要綱（平成16年世羅町告示第104号。以下「要綱」という。）第4条に規定する主観数値の算出方法は、次のとおりとする。

1 主観数値

主観数値 = 工事成績数値 + 指名除外等数値 + その他数値

(1) 工事成績数値

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間にしゅん工検査に合格した工事のうち、工事成績評点が付されている建設工事に基づき、次のとおり算出する。

$$\text{工事成績数値} = (A_1 + A_2 + \dots + A_n) / B \times 5$$

A：工事の工事成績評点から65を引いた数値

B：工事件数

※工事成績数値については、小数点第1位を四捨五入処理する。

(2) 指名除外等数値

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、世羅町建設工事等請負業者指名除外基準要綱第2条第1項の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数（1か月未満の端数がある場合は切り上げ）の合計値（以下「指名除外数値」という。）ただし、世羅町建設工事等請負業者指名除外基準要綱別表第18号に基づく指名除外期間は含めない。

$$\text{指名除外月数} \times 10$$

(3) その他数値の配点

建設業労働災害防止協会に加入している場合 5点

エコアクション21の認証・登録又はISO14005を取得している場合 3点

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和34年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した場合、又は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している場合 5点

広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されていること 5点

広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けていること 5点

県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を受けている場合 5点

広島保護観察所から協力雇用主として登録を受けている場合又は公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合 5点